

令和8年度農地中間管理事業活動方針

市町村が策定した10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化した地域計画の実現につながるよう、農用地利用集積等促進計画を作成し、担い手への集積・集約化の取組みが円滑に図れるよう進めていく。

1 地域を担う中心経営体を核とした集積・集約化の促進

- ・ 地域計画策定時に明確となった将来の受け手不在の農地の活用に向けて、県が進めるブラッシュアップの取組みと連携して、取組み機運の高い地区などを推進モデル地区と位置づけ、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。
- ・ 受け手不在農地の解消に有効な手段として、農業法人協会と連携し、地域外で規模拡大への意欲がある法人への農地集積・集約化を推進する。

2 新たな農地の受皿の確保と遊休農地の活用推進

- ・ 農業公社が持つ農地の中間保有機能を活用して、新規就農者向けの農地の確保や認定研修機関が研修用農地として利用すること等により、将来の地域の担い手となる新規就農者への農地の貸し付けを推進する。
- ・ 遊休農地の解消を図るため、市町村等との連携のもと補助事業を活用して簡易な整備を行い担い手等への農地集積を進める。
- ・ 所有者が不明で遊休農地化の恐れがある農地については、農業委員会や県等と連携し所有者不明農地制度を活用して機構が利用権を取得したうえで貸し付けを推進する。

3 基盤整備実施地区における集約化推進

- ・ 基盤整備実施地区における農地集約化を促進するため、市町村をはじめとする関係機関と連携し、地域営農法人の設立や規模拡大を目指す農家等の誘致を進めるとともに、耕作地の交換に向けた話し合い活動を円滑に実施できるよう支援する。
- ・ 基盤整備実施地区では、受益地区全体での一括契約を推進するとともに、事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、農地集約化促進事業を活用する取組みを積極的に推進する。
- ・ 中山間地域では、樹園地等の基盤整備や地域を超えた情報共有体制の強化による農地集積・集約化の取組みを推進する。

4 促進計画を円滑に作成するための手続き及び賃借料回収体制の整備

- ・ 令和7年度の農地関連法の本格施行に伴い、農業公社を介した貸借件数が改正前より大幅に増加したことを踏まえ、市町村・農業委員会・JA等関係機関との連携・サポート体制を強化するとともに、農用地利用集積等促進計画作成事務を円滑に進めるため事務処理の簡素化、不適切な農地管理などの課題の解決に取り組んでいく。

- ・ 近年、農地賃借料の支払遅延が増加傾向にあり、令和6年度に初めて年度を跨ぐ支払遅延が発生して以降、支払遅延の事例が散発している。よって、賃借料の確実な回収のため支払遅延者への対応要領等を策定し支払遅延発生防止・減少のための体制を整え、賃料支払が滞ることがないように努める。